

病棟の施設基準(看護)について

◎新館病棟

精神科救急急性期医療入院料を算定している病棟です。

- 1日に看護を行う看護職員は、入院患者の数に対して10:1以上を要する病棟です。
- 夜勤帯の看護職員は常時、看護師3人以上を配置しています。
- 1日に17人以上の看護師が勤務していますが、時間ごとの配置は以下のとおりです。
 - *朝8時30分～夕方4時30分まで
看護師が11人以上配置され、看護師1人が担当する患者人数は5人以内です。
 - *夕方4時30分～朝8時30分まで
看護師が3人以上配置され、看護師1人が担当する患者人数は18人以内です。

◎本館1階病棟

精神療養病棟入院料を算定している病棟です。

- 1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、患者人数に対して15:1以上を要する病棟です。
- 看護職員及び看護補助者の最小必要数の5割以上が看護職員です。
- 看護職員の最小必要数の2割以上が看護師です。
- 夜勤を行う看護要員2人のうち1人以上が看護職員です。
- 1日に12人以上の看護要員が勤務していますが、時間ごとの配置は以下のとおりです。
 - *朝8時30分～夕方4時30分まで
看護要員が8人以上配置され、看護要員1人が担当する患者人数は7.5人以内です。
 - *夕方4時30分～朝8時30分まで
看護職員1人を含む看護要員2人以上が配置され、看護要員1人が担当する患者人数は30人以内です。

◎本館2階病棟

精神科地域包括ケア病棟入院料を算定している病棟です。

- 1日に看護を行う看護職員は、入院患者の数に対して15:1以上を要する病棟です。
- 看護職員及び作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師で13:1を要する病棟です。
- 看護職員の最小必要数の4割以上が看護師です。
- 夜勤を行う看護職員は2人以上です。
- 1日に10人以上の看護職員が勤務していますが、時間ごとの配置は以下のとおりです。
 - *朝8時30分～夕方4時30分まで
看護職員が6人以上配置され、看護職員1人が担当する患者様の人数は9人以内です。
 - *夕方4時30分～朝8時30分まで
看護職員2人以上が配置され、看護職員1人が担当する患者様の人数は25人以内です。